

第5回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年11月6日(月)午後1時45分より、第5回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之		

(欠席委員)

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 4 5 分 開会)
局長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 14 名の内、出席委員は 14 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から、第 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、佐原委員、小島委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、藤井委員と小島委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、第 1 号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明申し上げます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、令和 5 年 9 月 13 日から 10 月 10 日までの間、募集を行い、先ほどの選考委員会にて、候補者を決定いただいたところ です。</p> <p>つきましては、本日配付させていただきました議案書のとおり、農地利用最適化推進委員の委嘱について提案するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

<p>局長</p>	<p>次に「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> <p>それでは、「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、譲渡人と譲受人は親族関係にあり、相続後の整理をする中で、現在は、遠方に居住されている譲渡人の所有となっております。</p> <p>今回、当該農地の隣接地に居住している譲受人が、農地として保全していくため、所有権を取得されるもので、エンドウやトウモロコシ、大根などを栽培する営農計画となっております。</p> <p>次に、番号2につきましては、譲渡人は譲受人からの提案により、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転されるもので、取得後の営農計画も現在と同じく水稲となっております。</p> <p>次に番号3につきましては、令和元年11月に譲渡人家族によって設立された法人の経営農地とするために使用借権を設定するもので、引き続き茶の栽培が行われます。法人の経営農地とすることについては、雇用就農資金の要件ともお聞きしています。</p> <p>いずれも農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号1、2について小島委員より、番号3について藤井委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>小島委員</p>	<p>報告します。去る10月25日、事務局の案内で藤井委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の広野町 の利用状況につきましては、家庭菜園として利用されておりました。秋野菜の大根、ネギ、ブロッコリー、小松菜、里芋等が栽培されており、雑草も全くなききれいに管理されておりました。</p> <p>番号2の槇島町 及び の利用状況につきましては、水稲の刈り取り跡があり、水田として適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>報告します。去る10月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っ</p>

	<p>まいりました。</p> <p>番号3の五ヶ庄 の利用状況につきましては、茶の木が植わっており、茶園として適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>番号2の譲受法人の経営面積には、個人名義の農地は入っていませんか。</p>
局 長	<p>入ってないです。</p> <p>経営面積63,135㎡と記載しておりますが、その内、作業委託されている面積が50,152㎡あります。宇治市内の農家さんも委託を受けておられます。</p>
議 長	<p>買ったのに人に任せたらダメですよ。</p>
局 長	<p>法人の売り上げだけで言いますと、昨年度の実績は2,500万円ほどとなっております。</p>
議 長	<p>それは農業所得ですか。</p>
局 長	<p>はい。株式会社ですが農業法人です。</p>
議 長	<p>野菜がメインですか。</p>
局 長	<p>水稲と野菜です。全体の内、約50,000㎡ほどが田んぼです。</p>
議 長	<p>それも貸してるんですか。</p>
局 長	<p>貸しているのではなく、作業委託になります。委託料は存じませんが、実際そこで作られたものは当該法人が出荷して、売り上げに計上されているということになります。</p>
議 長	<p>株式会社なら人もたくさん雇えると思いますが、どうなんでしょうか。</p>
中林委員	<p>従事者は2人だけですか。</p>

局長	従業員名簿として添付された書類によりますと、9人いらっしゃいます。
藤井委員	アルバイトもいるかもしれませんね。
議長	福祉法人ではないですよ。
局長	違います。形態は株式会社で、農地所有適格法人です。基本的に農業しかされていません。
議長	これによって何か補助金をもらわれている訳じゃないですよ。
局長	はい。
議長	ちゃんとやっていらっしゃるなら言うことはありません。 番号3について、法人化による権利設定とありますが、法人化して人を雇ったら補助金があるんですよ。親族はだめだったと思いますが、これは法人しか申請できないんですか。
局長	49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、資金を助成する制度であると聞いております。 雇用就農者育成独立支援タイプについては、最長4年間、年間最大60万円、月額5万円を補助するものになります。新法人設立支援タイプについては、最長4年間、年間最大120万円、月額10万円を補助するものです。ただし、こちら3、4年目は年間最大60万円、月額5万円になるそうです。 新規就農者かつ障害者や生活困窮者、刑務所の出所者等の場合は更に加算されるということです。 農業法人等の要件としては、年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業者等であることとなっており、法人でなく農業者であっても受けられる制度かと思われまます。また、十分な指導を行うことができる指導者を確保できること、1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であることも必要になります。それから、新規雇用就農者との間に正規者として期間の定めのない雇用契約を締結すること、ただし独立支援タイプは期間の定めがあるものでも可能となっております。 新規就農者側の要件としては、50歳未満のものであること、支援開始時点で採用されてから4か月以上12か月未満であること、過去の農業就労期間が5年未満であること、原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと

	<p>等が挙げられております。</p>
清水委員	<p>正社員が要件ですか。</p>
局長	<p>はい。</p>
議長	<p>新規就農者に5年間150万円の補助もありますが、5年経ってやっぱり無理ですと辞める人もいます。そうしたら何にもなりません。それなのに自分の息子等後継者への補助はありません。後継者にやった方が現実性があると思いますが、今の制度ではそれはいけない、全くの新規就農者でないといけない、所帯も経営も別々にしないといけないということです。この辺はまた要望できたらと思います。</p> <p>番号3の法人は許可したとしても経営農地は当該地1,190㎡のみとなりますが、この農地だけで人を雇うんですか。</p>
局長	<p>補助金の交付を受けるに当たって、法人名義で経営している農地が1筆もない状態ではいけないと言われたとのことでした。少なくとも1筆は営農地が必要ということで、今回使用貸借を結ばれると聞いております。補助金を受けるための要件をクリアするための使用借権の設定になりますので、今後個人所有のすべての農地を法人に貸されるかどうかは分かりません。</p>
議長	<p>法人としての資産はこの1筆だけになるということですか。</p>
局長	<p>資産というか経営農地ということなので、法人が経営している農地はこの1筆だけ、それが補助金交付の最低限の条件だったということです。</p>
議長	<p>1筆だけで経営になるんですか。1筆だけで週平均35時間以上も働かせられるんですか。</p>
局長	<p>実際に法人が経営する農地はこの1筆だけになりますが、例えば個人所有地を受委託することも考えられます。1筆だけで経営と見なせるかどうかは、補助金を交付する側の判断になります。</p>
議長	<p>どこの補助金ですか。</p>
局長	<p>全国農業会議所です。もとは国からのものだと思います。</p>

中林委員	借受法人の代表者が雇用しているので、法人の名義でなくとも代表者の持っている茶園は全部やっているのではないのでしょうか。
議 長	<p>そうでなければ後が回りませんよね。</p> <p>こういった制度を知らない人もいるでしょうから、委員から教えてあげないのですね。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、露天資材置場を整備するための転用で隣接農地はありません。</p> <p>また、番号2につきましては、番号1の手続きに際して、既に農地ではないにもかかわらず、農地台帳に残っていることが判明したもので、顛末書が提出されています。</p> <p>次に番号3につきましては、貸露天資材置場を整備するための転用で、雨水は自然浸透で境界にはコンクリート構造物を設置し、土砂等の流出を防止されます。進入路は、地図5ページの7番の北東側の民地を利用されます。</p> <p>いずれも、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び2につきましては、一体的に分譲住宅10戸分を整備するための転用です。雨水は道路側溝に排水され、境界にはコンクリートブロックを設置し土砂流出を防止されます。</p> <p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第</p>

	<p>2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>最後に本日、別添資料（参考）として配付させていただきましたが、9月5日の総会で報告させていただいた農地法第5条の届出について、譲受人、すなわち転用事業者の変更に伴う計画変更届が提出されましたのでお知らせします。地図は裏面となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	---

(午後2時12分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____